

令和7年度(2025年度)入学生

特認校入学のしおり

～釧路市全域から通学することが認められた学校です～

釧路市立山花小中学校

1 設置の目的

釧路市教育委員会では、市の周辺部に位置する豊かな自然に恵まれた小規模な学校で、心身の健康増進、体力づくりと少人数の学習指導による学力の基礎基本の定着を願うとともに、のびのびと学校生活を送らせたいとする保護者がある場合は、一定の条件を付して通学区域外の学校（「特認校」）への通学を認めています。（「特認入学」といいます。）

2 特認入学の考え方

一般的に児童生徒の通学する学校は、教育委員会が定めた通学区域規制に基づいて地域の学校を指定します。この特認入学は、保護者が特認校の設置趣旨と目的に従い、本校の有する特色の中で児童生徒に教育を受けさせたいと真に願う場合に限られるものであり、保護者の希望のみで就学する学校の変更を認めるものではありません。

従って、特認入学を希望する場合は、当該児童生徒の学習面・生徒指導面などの状況、保護者の送迎などの入学条件に照らし合わせて十分に考慮した上で、教育委員会が認めるものです。

3 対象となる学校

釧路市立山花小中学校 〒084-0928 釧路市山花 14 線 132 番地

Tel : 0154-56-2111

Fax : 0154-56-2120

- <定員> 小学校1年生と2年生を合わせて8人以内
小学校3年生から中学校2年生までは、各学年8人以内
※中学3年生は募集しておりません。

4 令和7年度(2025年度) 募集定員

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数	計8名		6名	4名	8名	7名	5名	6名	*

5 令和6年度(2024年度) 山花小中学校 児童生徒数 ()内数字…特認生

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
男子	0	2(2)	3(3)	0	1(1)	2(2)	1(1)	3(3)	0
女子	0	0	1	0	0	1(1)	1	1(1)	1(1)

6 特認入学の条件

(1) 通学上の条件

自宅から学校までの通学時間は、おおむね 60 分以内とします。スクールバスの運行はありませんので、原則（急病や事故・身内の不幸などやむを得ない場合のほか）、保護者による自家用車で送迎が可能なご家庭になります。

(2) 心身の条件

少人数による学級編制のため、誰とでも仲良く過ごせることが求められます。また、一年を通して体力作りに取り組むので、体力的に耐えることが必要です。その他、自然環境を生かした農園学習(全校)や動物園学習(小)など外での活動が多くなりますので、動植物に触れる機会が多くなることにご理解をいただいております。

(3) 保護者の協力

正規の通学区域を越えて通学することになるので、登下校時の安全確保や学校外での生活指導に対応していただくことが必要です。また、急な体調不良時や荒天の際等のお迎えに対応していただくことが求められます。

少人数の学校ですので、学校行事においても保護者の協力が不可欠です。全員に P T A 委員の役割が当たるとともに、各種行事への積極的参加が求められます。

(4) その他

山花小中学校は通常学級のみを設置となり、特別支援学級相当のお子さんや不登校のおさんは特認入学の対象にはなりません。

7 入学の時期及び希望者の公募

入学の時期は、各学年の定員に余裕がある限り、原則年度当初とします。また、期間は原則 1 年以上の通年通学の場合に限るものとします。

入学希望者については公募とし、特認校の学校長が入学を可とする希望者が定員を超える場合は、抽選を行って特認生を決定します。

なお、特認入学希望者のための授業公開・面接は、下記の日程で行います。

オープナーへの参加申込は、下部に記載の山花小中学校ホームページから所定のフォームにてお申込ください。

オープナー（学校公開日）

第 1 回	令和 6 年	6 月 28 日（金）	13:00～14:30	説明会 + 授業参観
第 2 回	〃	9 月 28 日（土）	9:00～11:00	学校祭見学（説明会なし）
第 3 回	〃	10 月 25 日（金）	13:30～14:20	授業参観（説明会なし）
第 4 回	〃	11 月 30 日（土）	8:40～11:00	小中学校 転入学手続き説明会 （一部 授業参観）

※入学を希望される場合は、第 4 回の転入学手続き説明会に必ず出席してください。

入学に係る各種提出書類をこの時にお渡しします。

面接日：令和 7 年 1 月 10 日（金）

8 入学の手続きなど

- (1) 特認校に入学する場合は、現在通学している学校の校長を通じて申請書を提出し、特認校の校長の面接を受けます。
※小学校の新一年生は保護者同伴での面接になります。
- (2) 特認校の校長は、現在通学している学校の校長の意見を聞いて、特認入学の条件が満たされているか、本校での生活に耐えうるのかを審査し、市教委に意見書を提出します。
※小学校の新一年生の場合は、最初から山花小学校で相談していただくことになります。
- (3) 市教委は、申請書を学校長意見書に基づいて審査し、入学を許可する場合は「入学通知書」を保護者に送付します。

<提出書類と回付経路>

・様式特1「学校長意見書」(在籍校校長記入)	在籍校→特認校→市教委
・様式特2「学校長意見書」(本校校長記入)	特認校→市教委
・様式特3「通学経路図」(保護者記入)	保護者→(在籍校)→特認校→市教委
・様式特4「指定校変更願」(保護者記入)	保護者→(在籍校)→特認校→市教委
・「児童生徒状況調査表」(在籍校記入)	在籍校→保護者→特認校
・「志願者調書」(保護者記入)	保護者→特認校

※提出書類は11月の転入学手続き説明会で配布されます。

※「様式 特3」「様式 特4」の必要事項を記入、押印し、「様式 特1」「児童生徒状況調査表」と合わせて(計4枚になります)在籍校に提出してください。

※書類の作成に日数がかかりますので、在籍校には早めの提出をお願いします。

◆募集締切日：令和6年12月20日(金)

9 入学許可の取り消し

入学許可の後において、申請の事実と異なったり、本校の教育活動に対する理解が得られないと判断した場合は、入学許可を取り消すことがあります。

◆ 特認校についての問い合わせ先連絡先

- ・釧路市教育委員会 教育支援課 学校教育係 (電話) 0154-23-5186
- ・釧路市立山花小中学校 教頭 (電話) 0154-56-2111 (fax) 0154-56-2120

山花小中学校ホームページもどうぞご覧下さい。

<http://www.kushiro.ed.jp/yamahana-ej/htdocs/>